

一般社団法人 日本旅館協会
定 款

平成24年10月1日制定
平成26年9月12日改正
平成27年6月17日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本旅館協会と称する。

2 本会の英文名称は、JAPAN RYOKAN & HOTEL ASSOCIATIONと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、旅館ホテル業の健全な発展を図るとともに、国内外からの旅客に対して快適な宿泊を提供し、宿泊施設の
接遇サービスの向上を図り、併せて会員相互の連絡協調に努め、もって観光立国の実現、地域経済の発展、国民の健
康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外に向けて会員施設の周知・誘客宣伝に関すること
- (2) 旅館ホテル業の経営改善及び従業員の資質向上に関すること
- (3) 宿泊施設の接遇サービスの向上に関すること
- (4) 観光立国の推進に関する各種調査研究及び指導
- (5) 国内外観光事業関係者等との連絡協調
- (6) 政府・国会その他の機関に対する意見の提出
- (7) 損害保険代理業
- (8) 旅行業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦内及び本邦外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員構成)

第5条 本会を構成する会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社
員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 正会員は、別に定める会員資格基準に適合する旅館・ホテル業を営む者（個人営業の場合はその代表者が、法人
営業の場合は代表権を有する者）であって、支部連合会の長の推薦を受け、入会申込書を会長に提出し、承認を得
た者。

(入会)

第6条 正会員は、別に定める会員資格基準に適合する旅館・ホテル業を営む者（個人営業の場合はその代表者が、法人営業の場合は代表権を有する者）であって、支部連合会の長の推薦を受け、入会申込書を会長に提出し、承認を得た者。

2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人又は法人であり、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得た者。
(正会員の定期再選考)

第7条 正会員については、会員資格基準を具備するか否かについて、一定期間ごとに定期再選考を行い、理事会の承認を得るものとする。

(会費の納入)

第8条 正会員は、総会において別に定める額の会費を納めなければならない。

2 賛助会員は、総会の定めるところにより会費を納めなければならない。

3 既納の会費は返還しないものとする。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して総会の日から1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し又は信用を失わせる行為があったとき。
- (3) 本会の趣旨又は総会の議決に違反した行為があったとき。
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を失う。

- (1) 会費を納付しなかったとき。
- (2) 正会員の資格基準に適合しなくなったとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は当該正会員が代表権を有する法人が解散したとき。
- (4) 退会の届出をしたとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 旅館ホテル営業を廃止したとき、又は当該旅館ホテルを経営しなくなったとき。

2 ただし、前項第1号、第2号に該当する場合は、予め警告書を発して注意喚起した上で、改善が見られなかったときに資格喪失の手続を行う。

(権利の喪失)

第12条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他本会の資産に対し何等の請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第17条 会長は、総会の日1週間前までに、次の事項を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面による議決権の行使及び委任状による議決権の行使に関する事項

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、次の各号に該当する者に対し、議決権の行使を委任することができる。この場合において委任を受けた者は、委任状を本会に提出しなければならない。

- (1) 本会の正会員
- (2) 本会の正会員たる法人の役員

- 2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。

3 第1項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。

4 第1項の規定により提出された委任状は、総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

5 正会員は、本会の業務時間内は、いつでも、委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

第22条 正会員は、総会において、書面により議決権の行使を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

3 第1項の規定により提出された書面は、総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

4 正会員は、本会の業務時間内は、いつでも、第1項の書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第24条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上～70名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事を含む)

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事、10名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の議決によって正会員のうちから選任する。ただし、理事1名を会員に属さない者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会務を総括する。また、会長に事故があったとき、または、欠けたときは、その職務を行う。

4 専務理事は、会長、副会長を補佐しその指揮を受け専ら会務を処理する。

5 常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐し、常時の会務を掌理する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、必要などときには正副会長会に出席することができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 相談役は、会長又は副会長として在職した会員のうちから、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて、会議に出席して意見を述べることができる。

5 顧問、相談役の任期は、第28条の規定を準用する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 業務執行理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解任
- (4) 総会に提出する議案
- (5) 総会の議決により理事会で処理することになった事項
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度に3回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 3分の1以上の理事の署名があり、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条の規定に基づき、会長に召集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の目的である事項
- (2) 定数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

3 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常務理事会の構成等)

第37条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を以て構成する。

2 常務理事会は、会長が随時これを招集し、その議長となり、会務の重要事項について協議する。

3 常務理事会については、第35条及び第36条(第3項は除く)の規定を準用し、これらの規定中の「理事会」及び「理事」を「常務理事会」及び「常務理事」と読み替えるものとする。

(正副会長会の構成等)

第38条 正副会長会は、会長及び副会長を以て構成する。

2 正副会長会は、会長がこれを招集する。

3 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係者を除く会長、副会長の過半数が出席し、その過半数をもつ

て行う。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 会長は、本会の目的達成に必要な事業の実施と円滑な運営を図るため、必要に応じ正副会長会の承認を得て、委員会を置くことができる。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第40条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、専務理事が管理する。

(備付け帳簿及び書類)

第41条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の分配の制限)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

(長期借入金)

第46条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、半数以上の総正会員が出席する総会において、出席した正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営上必要な規程又は細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

2 本会の事務処理上必要な細則は、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の見えやすい場所に掲示することにより行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の設立に際しては、その前日に消滅する一般社団法人国際観光旅館連盟（以下国観連という。）及び一般社団法人日本観光旅館連盟（以下日観連という。）の各正会員は本会の正会員の地位を継承する。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。